

八幡浜市広告事業掲載基準

〔平成25年10月21日〕
制 定

改正 平成26年 3月18日制定
令和 2年 2月26日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、八幡浜市広告事業実施要綱（平成25年要綱第17号）第4条に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現（文言、図画を含む。以下同じ）は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

2 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

2 この基準に定める屋外広告とは、八幡浜市屋外広告物条例（平成19年条例第24号）第6条に定める許可を要するものをいう。

(個別の基準)

第4条 この基準の規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する業種（以下「風俗営業」という。）

- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 市税の滞納があるもの
- (10) 市から入札参加資格停止の措置を受けているもの又は市から許可の取消しその他の不利益処分を受けているもの
- (11) 社会問題を起こしているものその他広告を掲載することが適当でないと認められるもの
（掲載基準）

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品その他の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 公序良俗を逸するおそれがあるなど社会一般の良識に反するもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現又は根拠のない表示や誤認を招くような表現

- イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 連絡先が明記されていない等責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告内容に関係なく水着姿又は裸体姿等を表示しているもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写その他善良な風俗を害するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 広告内容に関係なく身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明確なもの等公衆に不安感や不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがある等自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

- ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- イ ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
- ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの
- オ 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの
- カ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(ホームページに関する基準)

第9条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告の内容、表示に関する個別の基準)

第10条 具体的な表示内容については、掲載の都度、当該広告媒体所管課が次の当該各号の項目について内容等を審査する。

(1) 人材募集広告の場合

- ア 人材募集に見せかけて、違法行為の勧誘やあっせんの疑いがないこと。
- イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としていないこと。

(2) 語学教室等の場合

安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現を使用していないこと。

(3) 学習塾又は予備校等（専門学校を含む。）の場合

合格率等実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示していること。

(4) 外国大学の日本校の場合

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない旨を明確に表示していること。

(5) 資格講座の場合

ア 民間の講習業者が民間の資格講座を設けた場合、それがあたかも国家資格であり、各企業は資格保有者を置かなければならないという誤解を招くような表現を使用していないこと及び当該資格が国家資格でない旨を明確に表示していること。

- イ 国家資格の資格講座を設けた場合、その講座だけで国家資格が取れるという誤解を招くような表現をしていないこと及び資格取得の際に国家試験を受験する必要がある旨を明確に表示していること。
- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としていないこと。
- エ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのような誤解を招くような表現をしていないこと。
- (6) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所の場合
医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5に規定する事項以外の記載がないこと。
- (7) 助産師の業務又は助産所の場合
医療法第6条の7に規定する事項以外の記載がないこと。
- (8) あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所の場合
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条に規定する事項以外の記載がないこと。
- (9) 柔道整復の業務又は施術所の場合
柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条に規定する事項以外の記載がないこと。
- (10) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の広告の場合
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第66条から第68条までの規定に違反していないこと。
- (11) 一般食品（いわゆる健康食品を含む。）、保健機能食品、特別用途食品の広告の場合
医薬品医療機器等法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に違反していないこと。
- (12) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等の場合
ア サービス全般（老人保健施設を除く）について、次に掲げる内容
（ア）介護保険施設の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを

明確に区別し、誤解を招くような表示がされていないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示がされていないこと。

イ 有料老人ホームについて、アに規定するもののほか、次に掲げる内容

(ア) 「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型」の各類型の区分に応じた表示事項がすべて表示されていること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業については、次に掲げる内容

(ア) 広告掲載主体に関する表示が、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。

(イ) その他、利用に当たって、有利であると誤解を招くような表示がされていないこと。

(13) 不動産事業の場合

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号等を明確に表示していること。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限が明確に表示されていること。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）」による表示規制を遵守していること。

エ 契約を急がせる表示をしていないこと。

(14) 弁護士・税理士・公認会計士等の場合

掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。

(15) 旅行業の場合

不当表示の疑いがある表示がされていないこと。

(16) 通信販売業の場合

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(17) 雑誌・週刊誌等の場合

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現等について、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- ウ 性犯罪を誘発又は助長するような表現がされていないこと。
- エ 性犯罪又は殺人事件の被害者等犯罪被害者の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がされていないこと。
- オ 著名人の個人的行動に関し、人権及びプライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- キ 未成年、心身喪失者等による犯罪に関連した広告について、原則として当該者の氏名及び写真を表示していないこと。
- ク その他公の秩序や善良な風俗に反する表現がされていないこと。

(18) 映画・興業等の場合

- ア 暴力、賭博、麻薬及び売春その他違法行為を容認するような内容のものでないこと。
- イ 扇情的、露骨及びわいせつな性的表現でないこと。
- ウ いたずらに好奇心に訴える内容のものでないこと。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等を使用していないこと。
- オ ショッキングなデザインを使用していないこと。
- カ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示していること。
- キ その他青少年に悪影響を与えるおそれのある内容のものでないこと。

(19) 占い・運勢判断の場合

- ア 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
- イ 料金や販売について、明確に表示されていること。
- ウ 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。

(20) 結婚相談所・交際紹介業の場合

- ア 一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること（加盟に係る証明を要する。）が明確に表示されていること。
 - イ 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
- (21) 調査会社・探偵事務所等の場合
- 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業内容に限定されていること。
- (22) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織の場合
- ア 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
 - イ 出版物の広告については、主張の展開及び他の団体に対して批判、中傷等の言及する内容のものでないこと。
- (23) 募金等の場合
- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - イ アの旨を明確に表示していること。
- (24) 質屋・チケット等再販売業の場合
- ア 個々の相場、金額等の表示をしていないこと。
 - イ 有利さを誤認させるような表現をしていないこと。
- (25) トランクルーム及び貸し収納業者の場合
- ア 「トランクルーム」については、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
 - イ 「貸し収納業者」については、会社名以外に「トランクルーム」の名称を使用していないこと及びその旨を的確に表示していること。
- (26) ダイヤルQ 2等各種ダイヤルサービスの場合
- その都度、内容を確認のうえ判断する。
- (27) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告の場合
- 第5条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内であること。
- (28) その他表示に関する注意事項について、次に掲げる事項が明確に表示されていること。
- ア 割引価格の表示
 - 対象となる元の価格の根拠が明確に表示されていること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証され、かつ、その根拠となる資料があること。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用が必要な場合があるときには、その旨を明確に表示していること。

エ 肖像権・著作権

使用許諾があることを確認ができること。

オ 宝石の販売

虚偽の表示がされていないこと。

カ アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言が明確に表示されていること。

2 その他デザイン・色彩等で、市の広告事業として不相当と認められるものであってはならない。

3 前2項の場合において、内容の訂正又は削除等が必要な場合には広告主に依頼することとし、広告主は正当な理由がある場合を除き、訂正又は削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成25年10月21日から施行する。

附 則（平成26年3月18日制定）

（施行期日）

1 この要領は、平成26年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、改正前の八幡浜市広告事業掲載基準の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年2月26日制定）

この要領は、令和2年2月26日から施行する。